

契 約 書 (案)

高砂市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は高砂市民病院の医事業務について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の各項及び条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

業務内容 医事業務委託
※詳細は、別紙医事業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による

業務場所 高砂市荒井町紙町 3 3 番 1 号
高砂市民病院

業務期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

契約金額 _____円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金_____円）

契約保証金 _____円
（但し、契約保証金は、契約金額の 1 0 分の 1 以上とし、履行保証保険によるものとする。）

（目的）

- 第 1 条 発注者は、高砂市民病院における医事業務の円滑な運営を図るため、当該業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。
- 2 受注者は、仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。

（委託従事者）

- 第 2 条 受注者は、業務を履行するため、従事者を就業させるものとし、この就業に際しては、業務の内容上最も適切な者を選考のうえ、就業させなければならない。
- 2 受注者は、就業に際してあらかじめ、セキュリティ上の合理的な理由に基づき、従事者の名簿を提出するものとする。
- 3 受注者は、就業させる従事者について業務遂行に不都合がある場合において、改善を図るものとする。

(委託業務の検査)

第3条 受注者は、当該月の委託業務が完了したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して5日以内に委託業務を確認する検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格したときは、請求書を発注者に提出するものとする。

4 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の処理状況について調査し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(支払方法)

第4条 受注者は、毎月の業務に係る検査に合格後、当該月の委託料を発注者所定の請求用紙により請求し、発注者は、当該請求書を受理した日から30日以内に振込にて支払うものとする。

(器材等に係る費用の負担)

第5条 業務の履行に必要な器材消耗品等に係る費用は、発注者の負担とし、使用に際しては、発注者の定める規則等を遵守するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、第三者に対し業務の一部又は全部の履行を委託若しくは請負わせ又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、この業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める受注者の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は受注者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。再委託をしなければ生じなかった損害についても同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(業務の内容変更等)

第9条 発注者は、業務内容の変更あるいは一部の中止を受注者に申し入れること

ができる。

- 2 前項による業務の内容の変更等により委託料を変更する必要が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償責任)

第 10 条 受注者は、業務実施中において受注者の責に帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、速やかにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(契約の解除等)

第 11 条 発注者又は受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。

(2) この契約の締結、又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

- 2 発注者又は受注者は都合により、この契約を解除しようとする場合は、4 箇月前にその理由を記載した書面により、相手方に通知するものとする。

(その他)

第 12 条 受注者は、この契約を履行するうえで生じる労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償法（昭和 22 年法律第 50 号）その他関係法令上すべての責任を負うものとする。

(疑義の決定)

第 13 条 この契約の各条項の解釈の疑義が生じたとき及びこの契約に定めのない事項については発注者と受注者とが協議のうえ、決定するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 14 条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、支払金額とする。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による履行完了後においても、同様とする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行

い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法第 198 条に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
 - 3 受注者は、契約の履行を理由として、第 1 項の違約金を免れることができない。
 - 4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、支払金額とする。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によってその債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号のいずれかに掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該

当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第 1 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（発注者の解除権）

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約上の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がこの契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分では契約をした目的が達することができないとき。
- (4) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、この業務に着手すべき時期を過ぎてもこの業務に着手しないとき。
- (5) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内にこの業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (6) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
- (7) 第 6 条、第 7 条又は第 18 条の規定に違反したとき。
- (8) 第 17 条第 1 項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (9) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (10) 前 9 号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せずに直ちにこの契約の一部の解除をすることができる。

- (1) この契約上の債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がこの契約上の債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(受注者の解除権)

第 17 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 8 条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 8 条の規定によるこの業務の中止期間が、履行期間の 2 分の 1 以上に達したとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によりこの業務を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、発注者は、契約保証金を受注者に返還し、かつ、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 受注者は、この業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、この業務に係る目的物（業務の施行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(業務の調査等)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、この業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(補則)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 書を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日
発注者 住所 兵庫県高砂市荒井町紙町 3 3 番 1 号
高砂市
高砂市病院事業管理者
氏名 院長 渡部 宜久

受注者 住所

氏名